

# 司法書士通信 1

KOBE司法書士法人の平 佳苗です。  
このコーナーでは、終活や相続について、私の手描きのイラストでわかりやすくご紹介していきたいと思っております。  
今回のテーマは…**法務局遺言書保管制度について**



法務局で、遺言書を保管してくれるようになるのね。どんな制度なの？

今年の7月から始まった新しい制度です！自筆の遺言書の不便なところが改善されたので、私も注目しています。



## 法務局遺言書保管制度を使うと…

### 1 遺言書を書く

自筆の遺言書と書き方は一緒ね。

★全文自筆で！  
ワープロ・代筆はダメです。



### 2 遺言書と顔写真付き身分証明書を持って法務局に行く

お預かりします。

私が自分で持って行くのね。

★必ず本人が行く！  
代理人ではダメです。



## 将来、相続の手続きをするときは？

### 3 亡くなった人と相続人全員の戸籍、住民票を集める

戸籍を集めるのは面倒だなあ…。

※亡くなった人の生まれてから亡くなるまでの戸籍が必要です。



### 5 相続人全員に法務局から通知書が送られる

通知が届いたよ。

僕が証明書を発行してもらったからだね。



### 4 法務局で証明書を発行してもらう

“預金を僕に、株式を妹に相続させる”と書いてある！

※証明書の請求は郵送でOKです。



### 6 証明書を銀行等に提出して相続手続きをする

家庭裁判所での検認手続き無しで良いんだ！



## 自筆の遺言書と公正証書の遺言書を比べてみると…？

自筆の遺言書を、法務局で保管してもらえるとということね。なくしたりする心配が無いから安心ね。

相続の手続きをする時も便利ですよ！自筆の遺言書は1通しか無いので、順番に手続きしないといけません。法務局保管制度を使って、証明書を複数もらおうと、一気に手続きできますよね。

制度が始まる前に書いていた遺言書でも、保管してもらえます。手元に遺言書を保管されている方は、法務局に預けてはどうでしょうか。もっと詳しく知りたい方は、お気軽にご相談ください。

	自筆	法務局保管	公正証書
費用	0円 😊💡	3900円	2万円～ (財産の金額による)
相続の手続き	大変	普通 😊	とても簡単!!早い!
どんな方にオススメ?	一番手軽な方法です。とりあえず遺言書を書いておこうという方に。	公正証書より安価に作成でき、自筆より安心、確実な遺言書と言えます。相続人の間で争いの可能性が低い方に。	疎遠な相続人に知らせず相続手続きができるのは公正証書の遺言書だけです。相続人の人間関係が難しい方に。

兵庫県第一号の司法書士法人(1997年1月開業)

**KOBE 司法書士法人**

神戸OFFICE 三ノ宮駅すぐ、土曜日でも対応しています。

TEL.078-251-6666(代) 神戸市中央区布引町4丁目2番12号  
ネオオフィス三宮10F

相続特設HP <http://sozoku.kobe-shiho.or.jp>

営業時間  
平日/8:30~19:00  
土曜/9:00~17:00

定休日 日曜日・祝日

お問い合わせメール [info@kobe-shiho.or.jp](mailto:info@kobe-shiho.or.jp)

